

第1章 総 則

第1節 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、岩美町における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、町の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、町民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するのに必要な防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。

第1 計画の性格

この計画は、岩美町防災会議が作成する「岩美町地域防災計画」である。この計画に定めのない事項については別に定めるところによる。

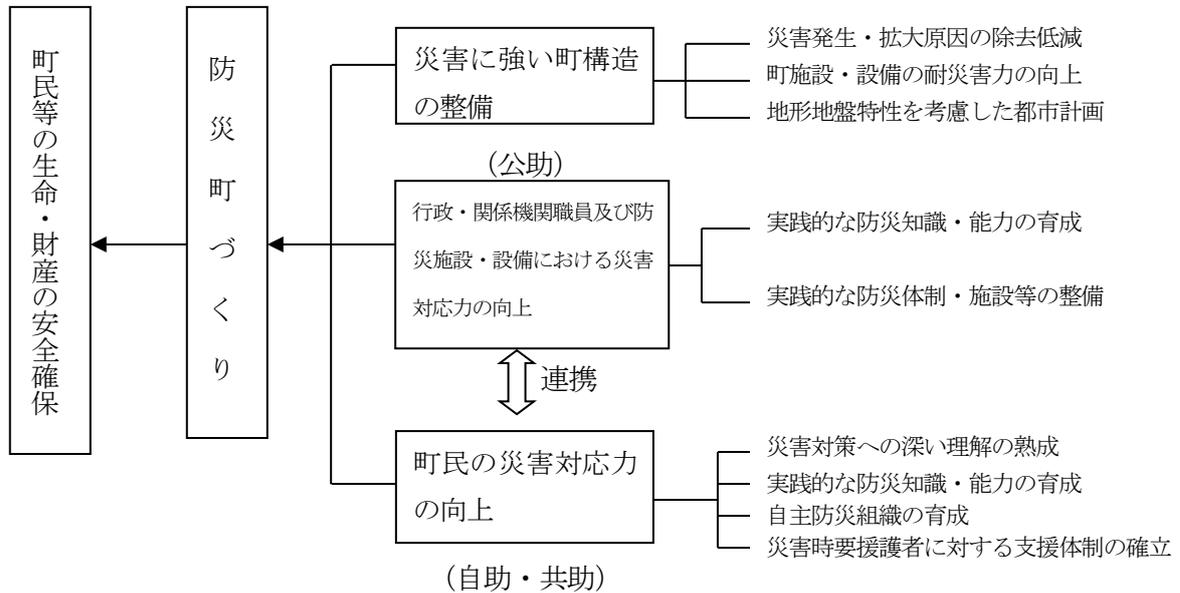
第2 計画の理念と目標

この計画は、町及び防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な防災対策の整備並びに推進を図るものである。

計画の策定及び推進にあたっては、関係法令を遵守しつつ、町の防災体制を確立し、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災関係機関相互の協力体制、防災事業を推進することを基本とするが、「町民の生命、身体と財産を災害から守る」という防災の究極の目標を達成するためには「災害に強い町構造の整備」、「行政の災害対応力の向上」（公助）、「町民の災害対応力の向上」（自助、共助）に裏打ちされた「防災町づくり」を次の施策体系により整備するものである。

〔目的〕
(基本目標)

〔達成方法〕



第3 その他の法令に基づく計画との関係

この計画は、国の「防災基本計画」を踏まえ、「鳥取県地域防災計画」を基準とし、共通する計画については鳥取県の計画を準用し、鳥取県地域防災計画において町が作成すべきものと指定されている事項については本町の実情に合わせて作成するものとする。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを岩美町防災会議において修正する。

第5 計画の周知徹底

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、町職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、町民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

第6 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

構 成	内 容
第1章 総則	町及び関係機関が防災に関して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。
第2章 災害予防計画	災害による被害を最小限にとどめるための諸施設の整備や、災害が発生した場合の応急対策を迅速かつ的確に実施する防災体制の整備、災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。
第3章 災害応急対策計画	大規模災害における災害応急対策、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に、町及び関係機関が行うべき応急対策計画について定める。
第4章 震災対策計画	地震、津波、原子力災害における防災活動全般、応急対策計画について定める。
第5章 雪害対策計画	雪に伴う各種の被害を軽減または未然に防ぐとともに、発生した被害や社会的な影響等について軽減を図るための応急時の対策について定める。
第6章 災害復旧・復興計画	町民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針について定める。

第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関並びに指定地方公共機関及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、本町の地域にかかる防災に寄与するものとする。

各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 岩美町（代表 ☎ 73-1411・FAX 73-1569 総務課 ☎ 73-1411）

- 1 岩美町防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- 4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- 5 防災に関する施設及び設備の整備
- 6 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
- 7 水防、消防、その他防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置
- 8 被災者の救難、救助その他の保護
- 9 被災者の医療、助産の実施
- 10 避難の勧告又は指示
- 11 災害時の文教対策
- 12 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- 13 施設及び設備の応急復旧
- 14 緊急輸送の確保
- 15 災害復旧・復興の実施
- 16 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

第2 鳥取県東部広域行政管理組合（消防局 ☎ 23-0119・FAX 26-9404 岩美消防署 ☎ 73-12210119・FAX 72-0048）

鳥取県東部広域行政管理組合同約第3条別表第二に定める消防に関する事務（消防団に係る事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く）を処理するものとし、その大綱を次のとおりとする。

- 1 消防力の整備に関すること。
- 2 消防組織の普及指導及び防災のための調査に関すること。
- 3 教育訓練に関すること。
- 4 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- 5 災害時の避難、救助に関すること。
- 6 その他災害対策に関すること。

第3 鳥取県

危機管理 局 部 危機管理政策課	☎ 26-7064・FAX 26-8137
危機対策情報課	☎ 26-7878・FAX 26-8137
消防防災課	☎ 26-7062・FAX 26-8139
原子力安全対策課	☎ 26-7873・FAX 26-8805
消防防災航空センター	☎ 38-8119・FAX 38-8127
鳥取県警察本部	☎ 23-0110・FAX 同左
鳥取警察署	☎ 32-0110・FAX 同左
鳥取警察署岩美幹部派出所	☎ 73-0110・FAX 同左

- 1 鳥取県防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- 4 防災に関する施設及び資機材の備蓄及び整備
- 5 防災に関する施設及び設備の整備
- 6 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
- 7 防災その他の応急措置
- 8 被災者の救助及び救護措置
- 9 災害時の文教対策
- 10 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- 11 施設及び設備の応急復旧
- 12 交通規制及び公安警備
- 13 緊急輸送の確保
- 14 災害復旧の実施
- 15 町が処理する防災に関する事務又は業務についての指導、援助及び調整

第4 指定公共機関

1 **西日本旅客鉄道株式会社《JR 西日本》** (鳥取鉄道部鳥取管理駅 ☎ 29-8641-FAX 27-4746)

- (1) 鉄道施設の災害予防
- (2) 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
- (3) 鉄道施設の応急対策及び災害復旧

2 **西日本電信電話NTT 西日本株式会社** (鳥取支店 ☎ 22-1162・FAX 22-5666)

- (1) 電信、電話施設の災害予防及び非常時の通信の確保
- (2) 通信施設・設備の応急対策及び災害復旧

3 **KDDI株式会社** (中国総支店 ☎ 082-242-0163 FAX 082-242-0434)

- (1) 電信、電話施設の災害予防及び非常時の通信の確保

(2) 通信施設・設備の応急対策及び災害復旧

4 株式会社エヌ・ティーティー・ドコモ (鳥取支店 ☎ 21-8211 FAX 26-5008)

(1) 電信、電話施設の災害予防及び非常時の通信の確保

(2) 通信施設・設備の応急対策及び災害復旧

5 エヌ・ティーティー・コミュニケーションズ株式会社 (鳥取センター ☎ 050-3732-9429)

(1) 電信、電話施設の災害予防及び非常時の通信の確保

(2) 通信施設・設備の応急対策及び災害復旧

6 日本銀行 (鳥取事務所 ☎ 22-2194・FAX 39-8561)

(1) 災害時における金融機関の緊急金融措置の指導

(2) 災害発生時における通貨の円滑な供給確保

7 日本赤十字社 (鳥取県支部 ☎ 22-4466 FAX 29-3090)

(1) 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施

(2) 災害時の応援救護班及び民間奉仕者との連絡調整

(3) 義援金の募集及び配分

(4) 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整

(5) 血液搬送

8 日本放送協会 (NHK鳥取放送局 ☎ 29-9200・FAX 29-9220)

(1) 気象予警報、災害情報等の報道

(2) 災害時における災害状況の収集及び報道

9 日本郵便株式会社 (鳥取中央郵便局 ☎ 22-7132・FAX 21-0803)

(1) 災害時における為替貯金・簡易保険等の非常取扱い等

(2) 災害時における郵便業務の遂行

10—中国電力株式会社中国電力ネットワーク株式会社

鳥取営業所ネットワークセンター ☎ 0120-181456-210・FAX 39-153647

非常災害対策本部設置時の連絡先

☎080-6316-4731070-2355-7493・FAX 39-154047

(1) 電力施設の災害予防

(2) 災害時における電力の供給対策

(3) 電力施設の応急対策及び災害復旧

第5 指定地方公共機関

1 日本交通株式会社 (鳥取本社 ☎ 23-1121・FAX 24-5500)

災害時における自動車による人員の緊急輸送

2 日ノ丸自動車株式会社 (本社 ☎ 22-5158・FAX 23-3674)

災害時における自動車による人員の緊急輸送

3 一般社団法人鳥取県トラック協会 (☎ 22-2694・FAX 27-7051)

災害時における貨物自動車による救援物資の輸送及び人員の緊急輸送

4 株式会社山陰放送 (鳥取支社 ☎ 23-5581・FAX 21-0200)

- (1) 気象予警報、災害情報等の報道
- (2) 災害時における災害状況の収集及び報道

5 日本海テレビジョン放送株式会社 (総務部 ☎ 27-2108・FAX 27-2188)

- (1) 気象予警報、災害情報等の報道
- (2) 災害時における災害状況の収集及び報道

6 株式会社新日本海新聞社 (総務課 ☎ 21-2888・FAX 21-2891)

- (1) 災害時における災害状況の収集及び報道
- (2) 災害時における町民への情報の周知

7 山陰中央テレビジョン放送株式会社 (鳥取支社 ☎24-2211・FAX 27-7257)

- (1) 気象予警報、災害情報等の報道
- (2) 災害時における災害状況の収集及び報道

8 株式会社エフエム山陰 (鳥取支社 ☎ 27-9595)

- (1) 気象予警報、災害情報等の報道
- (2) 災害時における災害状況の収集及び報道

9 公益社団法人鳥取県医師会 (東部医師会 ☎ 代表 22-2782・FAX 22-2754)

災害時における医療救護の実施

10 一般社団法人鳥取県LPガス協会 (☎ 22-3319・27-8189)

LPガス施設の災害予防及び災害時におけるLPガスの供給対策

第6 関係機関 (指定地方行政機関等)

1 国土交通省中国地方整備局

鳥取河川国道事務所 ☎ 22-8435・FAX 29-1819

境港湾・空港整備事務所☎ 0859-42-3145・FAX 0859-47-0010

- (1) 直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防
- (2) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置
- (4) 災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の復旧処置
- (5) 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導
- (6) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- (7) 被災地方公共団体への人員の派遣及び資機材の貸付
- (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく適切な応急措置
- (9) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の災害地方公共団体への派遣
- (10) 「災害時における情報交換に関する協定」に基づく現地情報連絡員(リエゾン)派遣

2 大阪管区气象台 (鳥取地方气象台 ☎ 29-1313・FAX 29-3212)

- (1) 気象、地震（地震動に限る。）及び水象の予警報等の発表、通知
- (2) 津波警報等の通知
- (3) 恒久的災害対策の気象資料の提供
- (4) 災害発生時の気象観測資料の提供
- (5) その他防災に係る気象台の所掌事項

3 第八管区海上保安本部（鳥取海上保安署 ☎ 32-0118・FAX 同左）

- (1) 情報の伝達・周知
- (2) 海難救助等
- (3) 海上における緊急輸送
- (4) 海上交通安全の確保
- (5) 治安の維持

4 陸上自衛隊（第8普通科連隊 ☎代表 0859-29-2161・FAX 同左）

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査
 - イ 災害派遣計画の作成
 - ウ 防災に関する訓練の実施
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
 - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

5 中国四国管区行政評価局（鳥取行政監視行政相談センター ☎代表 0857-24-5541）

- (1) 被災者への生活支援情報の提供
- (2) 災害時における専用電話を備えた相談窓口の開設
- (3) 災害時における特別行政相談所の開設

第7 その他の公共的団体

1 岩美町社会福祉協議会（☎ 代表 72-2500・FAX 72-3811）

災害ボランティアセンターの設置、運営

2 岩美町商工会（☎ 代表 72-0588・FAX 72-0539）

- (1) 被災者に対する物資及び融資の斡旋あつせん
- (2) 防災に関する啓発
- (3) 被害調査に関する協力

3 鳥取いなば農協岩美支店（☎ 代表 72-1521・FAX 73-1586）

- (1) 被災者に対する物資及び融資のあつせん
- (2) 防災に関する啓発
- (3) 農・畜・林産物の災害応急対策
- (4) 被害調査に関する協力

4 鳥取県漁業協同組合（網代港支所 ☎ 72-0481・FAX 72-0052）

- (1) 被災者に対する物資及び融資のあっせん
- (2) 防災に関する啓発
- (3) 漁船等の災害応急対策
- (4) 気象予報伝達に関する協力
- (5) 津波状況の把握
- (6) 被害調査に関する協力

5 田後漁業協同組合 (☎ 72-1531・FAX 73-0243)

- (1) 被災者に対する物資及び融資のあっせん
- (2) 防災に関する啓発
- (3) 漁船等の災害応急対策
- (4) 気象予報伝達に関する協力
- (5) 津波状況の把握
- (6) 被害調査に関する協力

6 鳥取県東部森林組合 (☎ 28-5751・FAX 28-9180)

- (1) 防災に対する啓発
- (2) 山林等の災害応急対策
- (3) 被害調査に関する協力

7 株式会社鳥取テレトピア (☎ 22-6111・FAX 22-1456)

- (1) 気象予警報、災害情報等の報道
- (2) 災害時における災害状況の収集及び報道

8 日本海ケーブルネットワーク株式会社 (☎ 21-2255・FAX 21-2253)

- (1) 気象予警報、災害情報等の報道
- (2) 災害時における災害状況の収集及び報道

第3節 岩美町の概要

第1 位置、地勢

本町は鳥取県の北東部に位置し、東は兵庫県の新温泉町に、西は鳥取市福部町に、南は鳥取市国府町に接し、北は日本海に面している。東西は14.3 km、南北は15.8 km、総面積 ~~122.38~~ 122.31k m² で、やや南北に長く白歯状形をなしている。



第2 自然条件等

1 地形

本町の大部分は急峻な山地であり、平坦部はわずかに過ぎず、一帯は北に面して地勢が傾斜し、中国山脈の支脈となっている。

この中国山脈扇ノ山麓にその源を発する蒲生川が町の中央部を、その西方を小田川が、東方を陸上川がそれぞれ北流し、日本海に注いでいる。また、北部14 kmにわたる海岸線一帯は、多年日本海の荒波で浸食され、一部峻険な断崖を形成しているが、多くは海浜である。

なお、町内を流れる河川は表 1.3.1 に示すように距離は短く急流であり水害をもたらす要因となっている。

Copyright (C) Alps Mapping K.K. All Rights Reserved.

協力：マピオン <http://www.mapion.co.jp/>

表 1.3.1 岩美町の主な河川

区分	水系名	河川数	河川延長 k m	流域面積 k m ²	河川名	河川延長 k m	流域面積 k m ²	備考
二級水系	陸上川	1	4.3	14.2	陸上川	4.3	14.2	
	吉田川	1	2.5	5.0	吉田川	2.5	5.0	
	蒲生川	7	32.9	149.6				
					蒲生川	17.6	90.9	
					日比野川	0.6	5.0	
					小田川	10.0	32.7	
					荒金川	2.2	8.4	
					瀬戸川	0.5	1.8	
				長谷川	1.2	9.1		
				真名川	0.8	1.7		

2 地 質

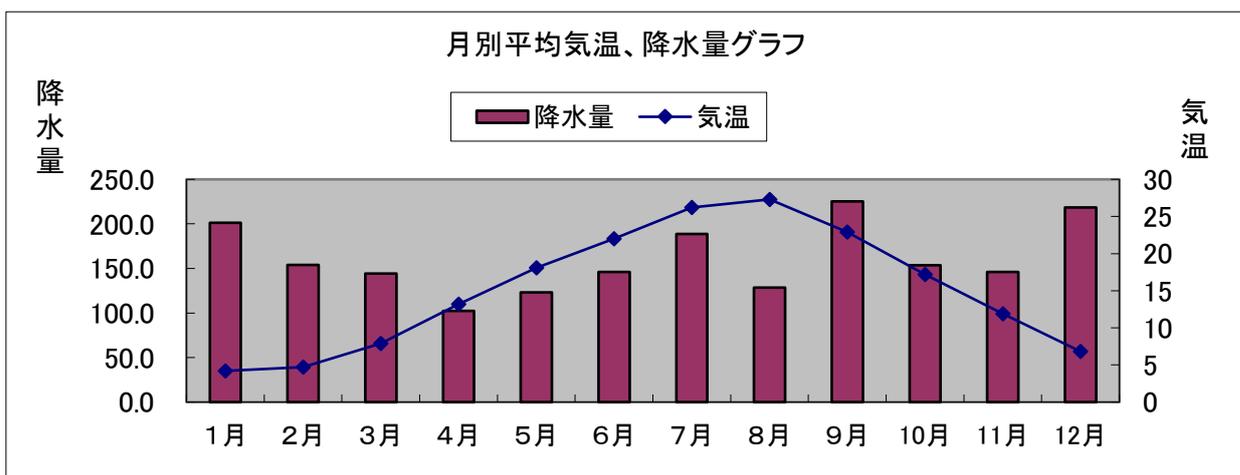
本町の地質は花崗岩類、中生代火山岩類（流紋岩、安山岩類）、第三起層（砂岩、泥岩、流紋岩、安山岩類）、第四起層（沖積層）から成っている。

3 交 通

J R山陰本線が日本海沿いに走っており、大岩駅、岩美駅、東浜駅の3つの駅がある。道路は、国道9号、178号、主要地方道岩美八東線、鳥取国府岩美線、更に自動車専用道路山陰近畿自動車道の一部区間（鳥取市福部町湯山から岩美町本庄陸上の間）などが幹線となるが、町内には行き止まりの道も多く、また、各谷間の交通は困難となっている。

4 気象概要

(1) 本町の気象は、冬期はアジア大陸からの季節風が、日本海南部の対馬海流及び中国山脈の影響をうけて、いわゆる日本海型の気候となり、特に山陽地方に比較して降水（雪）量が非常に多いのが特性である。春は移動性高気圧の影響で好天が多くなるが、日本海で低気圧が急速に発達し、強い南風が長時間続くいわゆるフェーン現象を起こすことがある。夏、秋については冬・春期ほど顕著な差異はみられない。



(鳥取地方気象台：統計期間：1991～2020)

(2) 気象の季節変化と特性

冬・・・ 西から北西の季節風が卓越し寒波が来襲する。1月初めから2月にかけて本格的な降雪期間となり、積雪量は山間部で多くなる。

春・・・ 春の訪れは3月下旬頃で、4月は高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変化して晴れる日が多くなるが、低気圧が日本海で急速に発達した場合、南よりの強風が吹いてフェーン現象を起こすことがある。

梅雨期・・・ 梅雨入りの平年は6月7日頃、梅雨明けの平年は7月21日頃である。梅雨期のうち6月下旬から7月上旬は、梅雨前線の活動が活発になり、局地的な豪雨が発生し、水害をもたらすことが多い。また、7月中旬以降の梅雨末期にお

ける豪雨は、強い雷を伴うことが多く、落雷による被害も発生する。

夏・・・ 本格的な夏の訪れは、7月下旬以降で、8月上旬にかけて最も気温が高くなり、安定した真夏の晴天が持続する。年によっては、日照りが続くことによる干害の発生や、反対に梅雨が長びき、夏の低温と天候不順に見舞われることもある。

台風期・・・ ~~1985年から2010年の期間、鳥取県を通過した台風は10個、東側を通過した台風は25個、西側は22個である。その中で、本町を含む県内全域において、東側を通るコースの台風が大きな水害を起こす場合が多い。また、停滞前線が影響する場合は、いずれのコースでも大雨となり重大な災害が発生することがあり、特に東側のコースの時は危険性が増す。台風が鳥取県の東側を通過する場合において降水量が多くなる傾向がある。~~

秋・・・ 10月は秋晴れの好天が持続することが多いが、10月末になると冬型の気圧配置が出現し始め、寒気の影響で時雨（しぐれ）が始まる。その後冬型の気圧配置となることが多くなり、雨や雪の日が増加する。

第 1.3.2 表 鳥取地方气象台における平年値

(統計期間 ~~1981～2010~~ 1991～2020)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均気温 (°C)	4.0	4.4	7.5	13.0	17.7	21.7	25.7	27.0	22.6	16.7	11.6	6.8	14.9
	4.2	4.7	7.9	13.2	18.1	22.0	26.2	27.3	22.9	17.2	11.9	6.8	15.2
最高気温 の平均 (°C)	7.7	8.5	12.4	18.7	23.3	26.6	30.4	32.2	27.4	22.0	16.4	11.0	19.7
	8.1	9.1	13.1	18.9	23.8	26.9	30.9	32.6	27.8	22.4	16.8	10.9	20.1
最低気温 の平均 (°C)	0.8	0.7	2.8	7.5	12.5	17.6	22.1	22.9	18.7	12.3	7.3	3.1	10.7
	1.1	1.0	3.1	7.6	12.9	17.9	22.5	23.3	19.0	12.9	7.7	3.2	11.0
日照時間 (h)	70.2	79.5	124.3	177.3	197.4	158.2	163.0	206.8	139.9	148.5	108.8	89.5	1663.2
	69.0	83.7	131.3	177.4	201.4	153.9	166.5	203.8	143.4	146.1	110.7	82.6	1669.9
降水量(mm)	202.0	159.8	141.9	108.6	130.6	152.1	200.9	116.6	204.0	144.1	159.4	194.0	1914.0
	201.2	154.0	144.3	102.2	123.0	146.0	188.6	128.6	225.4	153.6	145.9	218.4	1931.3
降雪の深さ の合計(cm)	88	72	17	0	—	—	—	—	—	—	0	37	214
	55	49	11	0	—	—	—	—	—	—	0	27	140
積雪の深さ の最大(cm)	34	31	12	0	—	—	—	—	—	—	0	18	46
	25	28	7	0	—	—	—	—	—	—	0	15	37

5 気象災害

(1) 岩美町に想定される気象災害の概要

本町の気象災害の主たるものは、台風災害、台風以外の大雨による浸水害・洪水害・土砂災害、強風害、雪害、乾燥時の火災等があげられる。

昭和 20 年以降の災害の発生状況を見ると、年によりかなりの偏りが認められるが、台風による災害や梅雨前線等による大雨災害は大体年間 2～3 回、強風害、雪害は年 1 回程度発生する。これらの気象災害は、近年では発生形態が変化している。これは、都市部、農村部ともに住宅地域の拡大、それに伴う土地造成あるいは道路網の発達による行動範囲の拡大等、経済の高度成長、国土開発の進展及び生活様式の多様化といった要素も強く働き、災害規模が大きくなっていることは、深く留意しなければならない。

(2) 大雨

大雨について、台風の場合と梅雨前線の活動に起因する場合の特徴を以下に示す。

ア 大雨をもたらす台風の経路は、島根半島以東を通過する場合が多く、特に四国から岡山又は兵庫県南部を通り若狭湾に抜けるコースが大雨の危険性をもっとも大きい。

イ 台風の大雨で、降雨のピークが出現する時期は、台風が本州に上陸する頃に始まり、日本海に出る頃終わることが多い。

ウ 台風の大雨は、北東の強風を伴うことがほとんどである。降雨の最多域は、中国山地の北東斜面となることが多い。

エ 梅雨末期の大雨のほとんどは激しい雷雨性のことが多く、局地的な大雨を降らす。沿岸部では強い雨雲が侵入しやすく、特にその危険性が大きい。

(3) 大雪

鳥取県はしばしば大雪に見舞われる。雪はさまざまな雪害をもたらし、町内でも積雪が 200cm を超えることがある。

以下に、主な雪害について示す。

○積雪害：現代の生活の上で交通手段の確保は非常に重要なことである。1～3cm 程度のわずかな積雪によっても、スリップによる交通事故が起り、20cm 以上になると交通機関の遅延、運休などが発生し始め、通勤、通学をはじめ、物資の輸送など経済的にも大きな被害が発生する。稀ではあるが、昭和 38 年や昭和 59 年の大雪のように孤立する地区の発生もある。

○雪圧害：家屋、その他施設や樹木が雪圧によって損壊する災害である。主に春先だが、湿った雪は積雪 20～30cm 程度でビニールハウスに被害をもたらす。積雪が概ね 100cm を超えると、家屋へも被害が及ぶことがある。

○なだれ害：県内では大山付近での発生が多く、主に積雪の多い山間部で発生する。登山者がなだれに巻き込まれたり、家屋が流される。あるいは道路を塞ぐ等の被害がある。鳥取地方気象台では①「積雪の深さが 30cm 以上あり、降雪が 40cm 以上予想される時」、②「山沿いの積雪が 60cm 以上あり、鳥取地方気象台において日最高気温 8℃以上、又は、かなりの降雨が予想される」のどちらかの条件が予想される時には

「なだれ注意報」を公表し注意を促している。

○着雪害：冬季に一定の気象条件が整った時には着雪害が発生する。送電線事故が発生した時の気象状況を見ると、①比較的湿った雪がある程度降る。②地上の気温は 0℃前後にある。③風速はバラツキがあるが比較的弱い。などである。最近では平成 22 年 12 月 31 日の大雪時に県西部で発生している。気象台ではこれら災害時の気象状況を基にして、「24 時間の降雪の深さが 30cm 以上、気温が-1℃から+2℃、が予想される場合」には「着雪注意報」を公表して注意を促している。

(4) 乾燥と大火

4 月から 5 月は、大陸の乾燥した気団が移動性高気圧となって西日本を覆うため好天の日が多く、また年間で最も湿度が低下する月である。鳥取県の場合、「実効湿度が 60%以下で、当日の最小湿度が 40%以下になることが予想される場合」には気象台では「乾燥注意報」を公表して注意を促している。

乾燥注意報は春（特に 4 月）に、多く発表される。この頃の気象の特徴として、低気圧が発達しながら日本海を東進又は北東進する場合、日本海の低気圧に向かって南よりの風が中国山地を吹き下り、強風が継続して、乾燥・高温状態のフェーン現象となる。このような時に火災が発生すると強風にあおられ大火となる。

(5) 竜巻

積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、漏斗状又は柱上の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中する。

本町においても平成 20 年に発生が確認されており、農機具小屋、漁船等への被害が発生している。

6 地震を招くと思われる活断層の存在

本町の周辺には昭和 18 年 9 月 10 日の鳥取地震で動いた鹿野・吉岡断層、更にその南には岩坪断層が存在する。

また、歴史的記載は存在しないが、本町を縦断する、雨滝・釜戸断層が存在するとされることから、これら断層は繰り返し地震を発生させる可能性があり、大地震が発生した場合、甚大な被害が発生する恐れがある。

更に、日本海側で大地震が発生した場合には沿岸を中心に津波被害が想定される。

7 その他

本町の人口 10,83610,799 人のうち 65 歳以上が 34.137.5%を占めている。（平成 27 令和 2 年度国勢調査）また、町内には社会福祉施設、学校、医療施設などがあり、~~岩美病院や介護老人福祉施設岩井あすなろなどの高齢者（障がい者）福祉施設が 17 施設ある。避難に配慮が必要な人が主として利用する施設があることから、これらの施設においては要配慮者については、災害時の避難などに十分に備えておく必要がある。の際に特に配慮が必要となる。~~

また、本町は、温泉、海水浴場など豊かな観光資源に恵まれ、年間観光客は 41153 万 21 千人、うち宿泊者は 32 万 54 千人にのぼる。（平成 23 令和 6 年度）特に観光客が多い夏季に

は、一日 ~~4,200~~5,700 人の観光客が町内に滞在することもある。

一方反面、これらの観光客は、一般に町内の地理に詳しくなく、また、安否情報の把握が困難であることなど、特に配慮が必要な点が多くある。

町では、これらの観光客の保護についても責任を有することから、計画などにおいて十分に配慮し、安全安心な観光地としての魅力をPRする。

第4節 岩美町に影響のあった災害の記録

第1 風水害

昭和29年7月1日以降、岩美町に影響のあった過去の主な風水害の概況は、表1.4.1のとおりである。

表1.4.1 岩美町の風水雪害の記録

年月日	種類	記事	
昭和34.9.25 ～27	水害	公共施設被害 一般被害	河川決壊200ヶ所、道路決壊321ヶ所、橋りょう流失113ヶ所、漁港3ヶ所、農地783ヶ所、農地用施設695ヶ所、林道159ヶ所、治山施設13ヶ所、公営住宅流失2棟(岩井)、町立浦富病院床上2m浸水、庁舎床上20cm浸水 家屋流失2戸、半壊8戸、床上浸水270戸、床下浸水743戸、水田流失・埋没3.768ha、農産物の被害48,102千円、漁船大破113隻
昭和38.2	雪害	公共施設被害 一般被害	全町に豪雪、田河内・鳥越・向山・大坂・唐川・大宝部落が孤立、72戸・393人、各孤立部落に医薬品・生鮮食品等、救援物資を町職員により送致 岩井小学校体育館全壊 住家全壊4戸15人、半壊27戸、一部崩壊176戸135人
昭和45.1	雪害	公共施設被害 一般被害	全町に豪雪、田河内・鳥越・向山・大坂・唐川部落が孤立状態となる。 有線放送電話線断線80ヶ所 被害総額949千円 家屋の被害15,000千円
昭和47.7.10 ～12 (大雨による)	水害	公共施設被害 一般被害	河川決壊2ヶ所、道路決壊3ヶ所、農道6ヶ所、橋りょう流失2ヶ所、農業用施設8ヶ所、林道3ヶ所 被害額 19,820千円 水稲の冠水 143ha、タバコ2ha 外 被害額 9,030千円 床上浸水4世帯、床下浸水19世帯
昭和51.9.9 ～12 (台風17号による)	水害	公共施設被害 一般被害	河川決壊18ヶ所、町道決壊16ヶ所、林道13ヶ所、治山施設14ヶ所、農地4ヶ所、農業用施設42ヶ所 被害額 96,000千円 床上浸水9戸、床下浸水42戸、水稲冠水60ha、水稲倒伏22ha、梨の落果3t 農作物被害 11,000千円

年 月 日	種 類	記 事	
昭和 52.2.3 52.2.17 (豪 雪)	雪害	一 般 被 害	交通機関全線ストップ、鳥越(20戸)・唐川(8戸)・向山(3戸)孤立状態 岩美病院は夜間も医師等特別配置する。 道路、学校施設、児童福祉施設等除雪にあたる。なお、学校、保育所が休校休園となる。 家屋損害…各地区相当あり 漁船てんぷく損傷 1,000千円 果樹園 27ha 雪害 農作物被害額 21,000千円
昭和 52.2.18	火災	2月17日以来の豪雪により、大火災となる。	被害住家 17棟(全焼 16棟、部分焼 1棟) 被害世帯 15世帯、被害人員 62人(死者 2名、行方不明 1名) 焼失面積 1,142㎡ 損害額 125,700千円 たき出し、救援物資、義援金募集等救援対策を中心に活動する。
昭和 53.7.1 ~8.31	干害	一 般 被 害	農業関係 林業関係 給水制限
昭和 54.10.18 ~19	風水害	公共施設被害 一 般 被 害	
昭和 56.1.12 ~13	雪害	公共施設被害 一 般 被 害	34年ぶりの大雪、最深積雪 役場 174cm 雪害対策本部を設置 交通機関全面運休 負傷者 1名、家屋全壊 2棟、一部損害 86棟 公共施設被害 820千円 道路除雪費 11,495千円
昭和 56.7.3	水害	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 97mm 河川 6ヶ所、道路 15ヶ所、橋りょう 1ヶ所、農業用施設 30ヶ所 被害額 51,408千円 農地 35ヶ所 // 16,172千円 農作物被害 水稻冠水 180ha、大豆冠水 10ha 床下浸水 7世帯

年 月 日	種 類	記 事	
昭和 57.8.1~2	水害 (台風) (10号)	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 155mm (1時間最大 28mm) 河川 6ヶ所、道路 3ヶ所、橋りょう 1ヶ所、農業 用施設 4ヶ所 被害総額 16,019 千円 農地 " 2,530 千円 農作物被害 水稲冠水 180ha、大豆冠水 15ha 床下浸水 5世帯
昭和 57.8.17	風水害 (台風) (13号)	一 般 被 害	農作物被害 水稲倒伏 1ha、梨の落果
昭和 58.6.20 ~21	大雨	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 88mm (1時間最大 16mm) (役場) 河川 5ヶ所、道路 1ヶ所、農業用施設 2ヶ所 被害額 8,693 千円 農地 2ヶ所 " 427 千円
昭和 58.9.27 ~28	大雨 (台風) (10号)	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 170mm (1時間最大 14mm) 河川 4ヶ所、農業用施設 1ヶ所 被害額 5,130 千円 農地 3ヶ所 被害額 1,595 千円 床下浸水 6世帯
昭和 59.2~3	大雪	公共施設被害 一 般 被 害	最大積雪深 75cm (S59.2.5) 道路 7ヶ所 (融雪被害) 被害額 11,753 千円 農地 3ヶ所 (融雪被害) 被害額 1,657 千円 納屋全壊 1棟、家屋の一部破損 13棟
昭和 59.12 ~60.1	大雪	一 般 被 害	最大積雪深 115cm (S59.12.30) 家屋の一部破損 32棟
昭和 60.6.21 ~7.1	大雨	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 239mm (1時間最大 14mm) 河川 8ヶ所、道路 20ヶ所、農業用施設 2ヶ所 被害額 45,579 千円 農地 3ヶ所 被害額 2,548 千円
昭和 60.7.8 ~14	大雨	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 99mm (1時間最大 22mm) 農業用施設 3ヶ所 被害額 2,028 千円 農地 1ヶ所 被害額 588 千円
昭和 60.9.11 ~12	大雨	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 136mm (1時間最大 42mm) 農業用施設 1ヶ所 被害額 703 千円 農地 1ヶ所 被害額 2,277 千円

年 月 日	種 類	記 事	
昭和 61.7.9 ~13	大雨	公共施設被害	総降水量 153mm (1時間最大 19mm) 河川 2ヶ所、道路 4ヶ所 被害額 10,393 千円
昭和 62.10.16 ~17	大雨 (台風 19号)	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 301.5mm(1時間最大 51mm) (役場) 河川 9ヶ所、道路 6ヶ所、農業用施設 27ヶ所 学校施設、清掃工場 被害額 61,559 千円 農地 37ヶ所 被害額 32,202 千円 農作物 大豆、れんげ等冠水 64ha 果樹等の落果 3.3ha ハウスメロン 5.2ha
昭和 63.7.14 ~15	大雨	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 100mm (役場) 河川 4ヶ所、道路 2ヶ所、農業用施設 4ヶ所 被害額 18,549 千円 農地 3ヶ所 被害額 2,669 千円
昭和 63.8.24 ~25	大雨	公共施設被害 一 般 被 害	河川 3ヶ所、道路 2ヶ所、農業施設 6ヶ所 被害額 12,315 千円 農地 21ヶ所 被害額 20,011 千円
平成 2.1.29	山くずれ	一 般 被 害	場所 網代 (新坂山) 漁具倉庫 3棟 全壊 被害額 13,052 千円 自動車 4台 被害額 1,270 千円
平成 2.9.19 ~20	大雨 (台風 19号)	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 352mm (岩井) 河川 123ヶ所 被害額 1,095,100 千円 道路 45ヶ所 被害額 388,800 千円 橋りょう 2ヶ所 被害額 70,000 千円 農地 135ヶ所 被害額 237,998 千円 農業用施設 66ヶ所 被害額 117,485 千円 農作物 229ha 被害額 15,580 千円 林野関係 31ヶ所 被害額 255,200 千円 漁業関係 3ヶ所 被害額 71,000 千円 住家全壊 2棟、非住家全壊 3棟 床上浸水 21世帯、床下浸水 106世帯

年 月 日	種 類	記 事	
平成 3.9.27 ~28	暴風 (台風) (19号)	公共施設被害 一 般 被 害	最大風速 12m/s 南南西 役場庁舎外 22ヶ所 被害額 20,390千円 農業用施設 24ヶ所 被害額 7,370千円 農作物 29ha 被害額 62,720千円 水産施設 8ヶ所 被害額 5,060千円 人的被害 1件 住家半壊 1棟、住家一部半壊 14棟 非住家半壊 9棟、非住家一部半壊 10棟
平成 6.9.15	大雨	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 219mm 河川 1ヶ所 被害額 2,000千円 道路 2ヶ所 被害額 6,500千円 農地 5.05ha 被害額 37,150千円 農業用施設 10ヶ所 被害額 22,450千円
平成 6.9.29	大雨 (台風) (26号)	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 197mm 河川 10ヶ所 被害額 29,600千円 道路 1ヶ所 被害額 900千円 農地 1.18ha 被害額 14,500千円 農業用施設 10ヶ所 被害額 22,450千円 農作物 3ha 床上浸水 1世帯、床下浸水 13世帯
平成 8.6.25~26	大雨	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 117mm 河川 2ヶ所 被害額 5,540千円 道路 3ヶ所 被害額 5,173千円 農地 0.43ha 被害額 3,720千円 農業用施設 2ヶ所 被害額 2,130千円 床下浸水 1世帯
平成 9.6.28	大雨 (台風) (8号)	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 126mm 河川 1ヶ所 被害額 3,000千円 道路 2ヶ所 被害額 14,805千円 農地 0.25ha 被害額 6,000千円 農業用施設 2ヶ所 被害額 2,800千円 農作物 0.30ha

年 月 日	種 類	記 事	
平成 9.7.7 ~7.17	大雨	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 266mm 河川 2ヶ所 被害額 4,315 千円 道路 5ヶ所 被害額 21,434 千円 農地 0.54ha 被害額 7,500 千円 農業用施設 9ヶ所 被害額 10,200 千円 床下浸水 1世帯
平成 16.8.30 ~31	暴風 (台風) 16号	公共施設被害 一 般 被 害	公共施設 1ヶ所 被害額 9 千円 農地 8.0ha 被害額 200 千円 農業用施設 3ヶ所 被害額 130 千円 家屋一部破損 1世帯 倒木 4ヶ所
平成 16.9.7~8	暴風 (台風) 18号	公共施設被害 一 般 被 害	公共施設 12ヶ所 被害額 3,899 千円 農地 8ha 被害額 12,000 千円 農業用施設 8棟 被害額 360 千円
平成 16.9.29 ~30	大雨 (台風) 21号	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 200mm 河川 1ヶ所 被害額 4,000 千円 道路 5ヶ所 被害額 21,000 千円 公共施設 1ヶ所 被害額 900 千円 漂着物処理 1000.0m ³ 被害額 9,870 千円 農地 24ヶ所 被害額 28,000 千円 農業用施設 11ヶ所 被害額 40,000 千円 農作物 30.7ha 被害額 3,400 千円 林野関係 3ヶ所 被害額 7,000 千円 床下浸水 1世帯 家屋一部破損 2世帯
平成 16.10.20 ~21	大雨 (台風) 23号	公共施設被害 一 般 被 害	総降水量 244mm 河川 7ヶ所 被害額 23,000 千円 道路 11ヶ所 被害額 71,000 千円 公共施設 10ヶ所 被害額 5,3000 千円 農地 14ヶ所 被害額 68,000 千円 農業用施設 27ヶ所 被害額 63,300 千円 農作物 22.3ha 被害額 4,900 千円 林野関係 2ヶ所 被害額 19,000 千円 家屋全壊 1棟、家屋一部破損 3世帯 床下浸水 5世帯

年 月 日	種 類	記 事	
平成 17.9.6~7	暴風 (台風 14号)	公共施設被害 一 般 被 害	公共施設 4ヶ所 被害額 61千円 水稻倒伏 26ha 梨の落果 5.9ha その他農作物被害 0.9ha 家屋一部破損 2棟
平成 17.12 ~18.1	雪害	公共施設被害 一 般 被 害	雪害警戒本部を設置 最深積雪 150cm (鳥越) 190cm (唐川) 町道陸上中央線法面崩落 被害額 1,268千円 農業用施設 4棟 被害額 1560千円 農作物倒伏 1.7ha 家屋一部破損 3棟
平成 18.7.18 ~19	大雨	一 般 被 害	総降水量 360mm (役場) 田後地内法面崩落 2件 被害額 1,092千円
平成 20.7.29	大雨	公共施設被害 一 般 被 害	災害対策本部設置 総降雨量 117mm 道路法面崩落 (国・県道) 3ヶ所 床下浸水 1世帯 JR 山陰線(鳥取~浜坂間)運休 6本
平成 20.10.30	竜巻	一 般 被 害	岩美町網代、岩本 (沓井) 農機具倉庫倒壊 1棟 小型木造漁船飛散 5隻 樹木倒壊 1本
平成 22.12.31 ~23.1.6	雪害	一 般 被 害	災害警戒体制 樹木倒壊 町内一円 停電 町内一円 約 1,200世帯
平成 23.2.27	雪害 土砂崩落	公共施設被害	町道唐川線法面・路盤崩落 流出量 1,300 m ³ 被害額 5,800千円
平成 23.12.31 ~24.2.7	雪害 土砂崩落	一 般 被 害	住宅 1棟 土砂流入 (太田) 負傷者 1人 (軽傷) 被害額 10,000千円
平成 25.8.1	大雨	公共施設被害	町道唐川線土砂流出、路盤崩壊 農地、農業施設被害 11ヶ所
平成 25.9.3 ~25.9.4	大雨	一 般 被 害	住宅 3棟 床下浸水 (平野)

平成 29.2.10 ~29.2.12	雪害	一 般 被 害 公共施設被害	最大積雪深 91 c m (鳥取市) 一般住宅屋根等損傷 町内一円 町営住宅屋根等損傷 大谷、岩井 9 件 樹木倒壊 町内一円 田後遊歩道橋崩壊 1 件 農業施設被害 (パイプハウス) 32 ヶ所 ※H29.3.17 時点
平成 29.9.17 ~29.9.18	大雨・ 暴風 (台風 18号)	一 般 住 宅 公共施設被害	外壁破損 1 件 裏山崩落 宇治、土砂流出 蒲生・山ノ神、 法面崩落 洗井 農業用施設被害 (水田畔法面崩落 長郷、農業用水 路破損 洗井、農業用水路閉塞 真名) 県道・町道・農道道路法面崩落 8 か所 港内へのごみ流入 大谷 蒲生川越水 高山、蒲生川洗堀 蒲生、 蒲生川護岸崩落 相山、蒲生川土砂堆積 蒲生 蒲生川石積崩落 蒲生、小田川護岸崩落 高住 カーブミラー1基落下 浦富 公共施設被害 8 ヶ所
平成 30.7.5 ~30.7.8	大雨	一 般 被 害 公共施設被害	大羽尾地内 民家裏に落石あり 1 件 県道・町道法面崩落 田後、大羽尾、東、唐川 4 件
令和 5.7.13	大雨	一 般 被 害 公共施設被害	床下浸水 大谷 3 件 民地内への土砂流入 陸上、田後、本庄 3 件 墓地の不等沈下 網代 県道・町道・港湾道路法面崩落 4 件 農業施設被害 (水路閉塞、水路破損、堰の土砂堆積、 農道路肩崩壊、農道路面洗堀) 11 ヶ所 万願寺川護岸崩壊 公共施設の破損等 1 件
令和 5.8.15	大雨・ 暴風 (台風 7号)	公共施設被害	交通安全施設破損 (カーブミラー) 駅前 街路灯破損 本庄 県道・町道法面崩落 陸上、大阪 2 件 県道での倒木 宇治 農業施設被害 (畦畔崩落、水路閉塞、堰の土砂堆積) 6 ヶ所

			林道土砂流入 長谷 // 路肩崩壊 法正寺 公共施設の破損等 3件
--	--	--	---

第2 地震

本町及び鳥取県内に影響のあった過去の主な地震災害の概況は、表 1.4.2 に整理したとおりである。

昭和 18 年（1943 年）9 月 10 日に鳥取地震（M=7.2）が発生し、県の東部と中部地域に大きな被害を与えた。

被害は沖積地の被害が大きく、吉岡断層（長さ 4.5 km、北側は最大 50 cm 沈下し、東方へ最大 90 cm 動く、断層面はほとんど垂直な逆断層）や鹿野断層（長さ約 8 km、南西翼では北が南に対し最大 75 cm 沈下し東方に最大 150 cm ずれ、北東翼では南側が最大 50 cm 沈下し、西方にわずかにずれ、断層面は 60～70° で北に傾く）による家屋倒壊等の被害が生じた。

鳥取県小誌によると、「死者 1,210、重傷 828、軽傷 3,032、住家全壊 7,164、半壊 6,901、全焼 183、半焼 7、非住家全壊 6,131、半壊 7,209、全焼 106、半焼 3、火災による各方面の被害総額 5,582,000 円、道路 267、橋りょう 135、河川 241、港湾 5、その他土木関係にも甚大な被害があった。また交通網、通信網にもばく大なる被害をみた。」と記されている。

町内での主な被害は、大岩地区及び荒金集落で発生した。特に荒金集落では日本鉱業㈱岩美鉱山沈殿ダムの決壊により、住宅 15 戸、非住家 32 棟、行方不明 62 名の大被害をもたらした。

また最近では、昭和 58 年（1983 年）鳥取県中部地震（M=6.2）、平成 12 年（2000 年）に鳥取県西部地震（M=7.2）が発生し、本町でも震度 3 の揺れを観測したが、特に被害はなかった。

表 1.4.2 岩美町及び鳥取県内に影響のあった地震災害の記録

西 暦	年 号	年 月 日	状 況
734	天 平	6. .	地震、山崩れ、人多く死す。
745	〃	17. 4.	地震
877	元 慶	元. .	大地震にて因州酒賀神社崩壊す。
880	〃	4.10.14	大地震
938	天 慶	元. 夏	大地震
976	貞 元	元. 6.	大地震
1178	治 承	2.11.	地震
1423	応 永	30. 3.	地大に震ふ。
1443	嘉 吉	3. .	地大に震ふ。
1444	文 安	元. .	地大に震ふ。
1493	明 応	2.10.	地大に震ふ。
1511	永 正	8. 1.	正月地震
1512	〃	9. 6.	地震
1627	寛 永	4. 1.11	大地震
1629	〃	6. 1.21	大地震
1633	〃	10. 1.	正月大地震
1662	寛 文	2. 5. 1	大地震にて法美郡岡益の石堂崩壊す。
1705	宝 永	2. 3.	地震
1707	〃	4.10.	大地震
1710	〃	7. 8.	大地震
1751	宝 暦	元. 2. 29	大地震
1795	寛 政	7. 8.	大地震

1854	安 政	元.	伯州大地震、諸州崩壊す。
1925	大 正	14. 5.23	但馬烈震にて相当振揺す。
1927	昭 和	2. 3. 7	丹後烈震にて相当振揺す。
1935	〃	10. 7.24	気高郡浜村付近に稍顕なる地震あり。

西 暦	年 号	年 月 日	状 況
1943	〃	18. 3. 4	因幡地方を中心として上下動に強震あり、その後 1 カ月余にわたり余震有あり、家屋建物に被害多きも人畜に被害少なし。山陰線線路沈下、建物全焼/66 戸、半壊/594 戸、損害額約/180 万円
1943	〃	18. 9.10	午後 5 時 36 分 57 秒鳥取市を中心とし岩美、八頭、気高、東伯、1 市 4 郡地区に烈震、死者 1,210 人、重傷 828 人、軽傷 3,032 人、住家全壊 7,164 戸、半壊 6,901 戸、全焼 183 戸、半焼 3 戸、道路 267 カ所、橋梁 135 カ所、河川 251 カ所、港湾 5 カ所、その他土木関係にも甚大な被害があった。また、交通網、通信網にも莫大なる被害。被害総額約 16,000 万円 (県全体) (注) 出典 鳥取県震災小誌 (昭和 19 年 9 月 10 日 鳥取県発刊)。なお、被害については、死者 1,083 人という記録もある。(気象庁)
1949	昭和	24. 1.20	兵庫県北西部 22 時 24 分 M=6.3 (134.53° E, 35.6° N) 震央に近い照来町で土蔵の屋根の移動。壁の落下。 温泉町で家屋傾斜数戸。浜坂町で微小被害。
1955	〃	30. 6.23	鳥取県西部 22 時 41 分 M=5.5 (133.38° E, 35.30° N) 22 時 19 分 M=4.6 (133.33° E, 35.23° N) 22 時 13 分 M=4.3 (133.33° E, 35.22° N) 日野郡根雨町 (当時、現日野町) 付近で石垣の破損落石・橋の脚台破損などの小被害。
1983	〃	58.10.31	鳥取県中部の地震 01 時 51 分 M=6.2 (133° 55.6' E, 35° 24.8' N) 01 時 55 分 M=5.9 (133° 59.5' E, 35° 26.2' N) 負傷者約 10 人、倉吉市東庁舎 (鉄筋コンクリート 3 階建) の柱に剪断破壊が生ずるなどの被害があった。青谷町で約 200 戸断水。鳥取地震の断層の走行と直交する震源断層で (左横ずれ断層) を持つ。
1985	〃	60. 7. 2	大山付近の群発地震 13 時 20 分 M=4.9 (133° 35.8' E, 35° 22.5' N) 空白域である大山に発生した地震で、関金町野添で鳴動が聞かれた。
1989	平成	元.10.27	鳥取県西部 07 時 41 分 M=5.3 (133° 22.6' E, 35° 15.5' N) 被害総額 100,000 千円 (10 月 27 日)。鎌倉山南方活断層に直交する地下断層の地震である。以前の地震活動空白域に発生した。
1991	〃	3. 8.28	島根県東部 10 時 29 分 M=5.9 (133° 11.3' E, 35° 19.5' N) 一部破損 5。松江市で 50 年ぶりに震度 4 を記録した。米子市でも震度 4 を記録し、小被害を与えた。約 10 時間半前に鳥取県西部の地震域の北西端に M=4.4 の地震が発生している。

2000	〃	12.10.6	鳥取県西部 13時30分 M=7.3 (133.4° E, 35.3° N) 境港市・日野町震度6強、西伯町・会見町・日吉津村・淀江町・溝口町震度6弱、米子市震度5強、中山町震度5弱 地震による負傷者は148名発生、木造家屋の倒壊など全壊319棟、半壊1,196棟の被害が発生した。
2016	〃	28.10.21	鳥取県中部 14時07分 M=6.6 (133° 51.3' E, 35° 22.8' N) 倉吉市・湯梨浜町・北栄町震度6弱、鳥取市・三朝町震度5強、琴浦町・日吉津村5弱、岩美町震度3 住家被害 全壊18棟、半壊290棟、一部破損14,651棟 非住家被害 全壊105棟、半壊208棟、一部破損4,366棟 ※H29.3.17時点

第3 津波

過去本町に影響のあった津波に関する文献上の記録はない。